

# 掲載内容

## Q&A編

### 第1章 総論

- Q1 人身損害と物的損害の区別とその意義
- コラム 物的損害を扱った「赤い本」講演録
- Q2 物損事故と債権法改正(総論)
- Q3 物損事故と債権法改正(消滅時効(長期権利消滅期間の性質))
- コラム 不真正連帯債務者間の求償権の消滅時効期間と債権法改正
- Q4 物損事故と債権法改正(消滅時効(障害事由))
- Q5 物損事故と債権法改正(相殺禁止)
- コラム 交叉的不法行為と相殺禁止

### 第2章 民事紛争処理上の注意点・留意点

- Q6 初回相談時の留意点
- Q7 物損事故の解決手段
- コラム 民事調停制度の特徴と注意点
- Q8 物損被害者が提訴時に提出することが望ましい証拠書類
- Q9 物的損害の賠償を請求する際の立証資料
- Q10 簡易裁判所の通常民事訴訟手続を利用する際の留意点
- コラム 少額訴訟制度
- コラム 簡裁交通事故訴訟と司法委員
- コラム 録音テープ等の反証
- コラム 訴状作成時の注意点
- Q11 訴訟上の和解時の注意点

### 第3章 各論

- 第1 修理費等
- Q12 修理費賠償請求(一般論)
- Q13 全塗装費用請求の可否
- Q14 改造車が損傷した場合の修理費・車両価格算定
- コラム 色むらの立証
- 第2 経済的全損等
- Q15 全損と分損
- Q16 経済的全損
- コラム 減価償却改正とその後の裁判例
- Q17 買替差額
- コラム 買替えをすることが社会通念上相当と認められるとき
- Q18 買替諸費用
- 第3 評価損
- Q19 評価損
- コラム 事故減価額証明書に対する評価
- 第4 代車料
- Q20 代車料の要件

- Q21 代車料の金額等
- 第5 休車損
- Q22 休車損の要件
- Q23 「遊休車が存在しないこと」の要否等
- Q24 営業収入減少の要否等
- Q25 休車損の算定方法
- コラム 休車損の認定資料
- 第6 雑費・車両付属品・積荷損害
- Q26 雑費
- Q27 車両付属品
- Q28 積荷損害
- 第7 所有権留保車両
- Q29 所有権留保車両と修理費賠償請求
- Q30 所有権留保車両と買替差額賠償請求
- Q31 所有権留保車両と評価損賠償請求
- 第8 リース車両
- Q32 リース車両とリース契約の種類、修理費賠償請求
- Q33 リース車両と買替差額賠償請求
- Q34 リース車両と評価損賠償請求
- 第9 建物損壊・ペット損害等
- Q35 物損事故と慰謝料
- Q36 建物損壊と修理費
- Q37 建物損壊と営業損害等
- Q38 ペット損害
- Q39 道路損傷と原因者負担金制度
- コラム 原因者負担金制度と不可抗力
- 第10 自動車保険
- Q40 物損事故と自動車保険
- コラム 示談代行制度
- コラム 弁護士費用特約

## 事例編

- 第1 修理費
- 事例1 所有権留保車両の使用者による修理費請求が認められた事例
- 事例2 キャンディ・ブレイク塗装が施されていた車両について、車両の塗色、塗装後の見え方を踏まえて全塗装までは不要とされた事例
- 第2 経済的全損等
- 事例3 経済的全損の証明責任は加害者にあるものとされた事例
- 事例4 中古業者への照会結果、中古車販売情報サイトの販売情報を基に車両時価額が認定された事例
- 事例5 塗装した特殊な車両(霊柩車)の時価の算定方法について、ベース車の減価率を踏まえて取得価格を減価する方法が用いられた事例
- 事例6 検査登録手続代行費用・車庫証明手続代行費用について賠償の対象とされた事例
- 事例7 事故車両についての残存車検期

## Q&Aと事例 物損交通事故 解決の実務

- 問相当分の車検整備費用請求が認められた事例
- 第3 評価損
- 事例8 評価損の判断において日本自動車査定協会の査定資料が採用されなかった事例
- 事例9 所有権留保車両の使用者による評価損賠償請求が認められなかった事例
- 第4 代車料
- 事例10 被害者代車料日額の算定に当たり被害車両の初度登録時からの経過期間が考慮された事例
- 事例11 社会通念上、代車料が修理代金を上回るような状態にならないように修理に着手すべきであるとして、賠償の対象となる代車使用期間が限定された事例
- 第5 休車損
- 事例12 遊休車の存在により休車損が認められなかった事例
- 事例13 減益なしでも休車損が認められた事例
- 事例14 休車期間の認定に当たり加害者が支払対応しなかったことが考慮されなかった事例
- 第6 積荷損害等
- 事例15 積荷検査費用が積荷価格を超える場合に積荷価格の損害の発生が認められた事例
- 事例16 被害車両に搭載されていたOA機器の毀損により生じたデータ変換費用等の賠償が認められた事例
- 第7 建物損壊
- 事例17 建物修理費用について、実際に行われた修理工事費用等が、事故と相当因果関係のある修理費用等の認定に当たって参考になるものとされた事例
- 事例18 タンクローリー車の爆発により飲食店が全壊したという事案において、200万円の慰謝料が認められた事例
- 第8 ペット損害
- 事例19 盲導犬死亡事故について、その客観的価値が算定された事例
- 事例20 ペットの治療費等の賠償額は時価相当額に限られないとされた事例
- 事例21 ペットが重い傷害を負った場合にも慰謝料を請求する余地があるとされた事例

## 索引

- 事項索引
- 判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

## Q&Aと事例

# 物損交通事故 解決の実務

編著 志賀 晃 (弁護士)  
稲村 晃伸 (弁護士)

## 増加する 物損事故紛争に備えて!

- ◆物的損害の費目に応じた算定上の留意点等をQ&A形式で解説し、物損事故を取り扱う際に役立つ知識を「コラム」として掲げています。
- ◆物的損害が争点となった裁判例について、損害額や賠償責任の有無に対する裁判所の判断を掲げたうえで事案処理における留意点等を解説しています。
- ◆交通事故の事件処理に精通した弁護士が共同で執筆しています。

A5判・総頁292頁  
定価3,630円(本体3,300円)  
送料460円

WEBサイト  
<https://www.sn-hoki.co.jp/>

0120-089-339  
受付時間:8:30~17:00(土・日・祝日を除く)  
E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)

電子書籍も発売!!

〈電子版〉  
定価3,300円(本体3,000円)

## 新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1  
総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
東京本社 〒112-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒112-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市原町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2020.12)51000601

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信



# 内容見本

(A5判縮小)

## Q 5 物損事故と債権法改正（相殺禁止）

**Q** 改正民法のうち、相殺禁止についての改正は、物損事故の処理にどのような影響があるのでしょうか。

**A** 不法行為による損害賠償債権を受働債権とする相殺について、改正前民法下では一律禁止されていたのに対し、改正民法では禁止の対象を①悪意による不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺と、②人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を受働債権とする相殺に限定しています。

### 解説

#### 1 不法行為債権を受働債権とする相殺禁止に関する改正の趣旨

改正前民法509条は、不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺を一律に禁止しています。その趣旨は、不法行為の被害者

に迅速な賠償を受けることを目的として、不法行為の被害者に迅速な賠償を受ける義務を負った。もって、不法行為が生じたことを誘発するおそれがある。

### コラム 事故減価額証明書に対する評価

車両所有者が訴訟において評価損の賠償を請求する場合、所有者が評価損の立証資料として一般財団法人日本自動車査定協会作成の事故減価額証明書を提出することがあります。

ただ、事故減価額証明書が証拠として提出されている事案であっても、裁判例では、評価損の発生を認めないものや、評価損の発生自体は認めても評価損の金額は証明書記載額よりも低い額を認めるといったものが目立ちます（磯邊裕子「車両損害をめぐる諸問題（下）—車両損害の評価を中心として」判タ1393号21頁（2013）では、近時評価損が問題となった裁判例をもとに、事故減価額証明書は採用されないことが多いと分析されています。）。

また、佐久間邦夫=八木一洋編『リーガル・プロGRESSIVE・シリーズ5 交通損害関係訴訟 [補訂版]』240頁（青林書院、2013）では、評価損算定の際の考慮事情の一つとして、事故減価額証明書の査定額が挙げられていますが、この立場でも、この査定額はあくまでも考慮事情の一つにすぎないので、必ずしも査定額どおりの評価損が認定されるとは限りません（ただし、近時の裁判例であっても、例えば、東京

## Q 14 改造車が損傷した場合の修理費・車両価格算定

**Q** いわゆる改造車が交通事故により損傷したような場合、改造に関する修理費についても賠償を受けることができるのでしょうか。また、損傷車両が修理不能と判断されたような場合、賠償の対象となる車両価格には改造費分も含まれるのでしょうか。

**A** 改造車の修理費の算定については、原則として、改造に関する修理費も損害賠償の対象として扱われています。また、改造車の車両価格の算定についても、原則として、ベース車の車両価格にその改造費を含めて算定の基準とするものとされています。

### 解説

#### 1 問題の所在

現在、公道上等を走行している自動車は標準車に限られず、いわゆる改造車も多数走行しています。このような改造車には、個人的な嗜好からドレスアップを

シー、冷凍車、霊柩車もともと多額の費用事故により損傷した場と同様に多額の修理費となる修理費額をめぐり、また、高額な改造費

## [事例20] ペットの治療費等の賠償額は時価相当額に限られないとされた事例

(名古屋高判平20・9・30交民41・5・1186)

### 事例の概要

#### ◆関係者等

- X<sub>1</sub>: 被控訴人、1審原告（被害犬の飼い主）
- X<sub>2</sub>: 被控訴人、1審原告（被害犬の飼い主、被害車両の運転者）
- Y<sub>1</sub>: 控訴人、1審被告（加害車両の運転者）
- Y<sub>2</sub>: 控訴人、1審被告（Y<sub>1</sub>の使用人）
- A: X<sub>2</sub>の母親

#### ◆被害物件（犬）

犬種：ラブラドルレトリバー（購入価格6万5,000円）

#### ◆事実経過

Y<sub>1</sub>運転車両がX<sub>2</sub>運転車両の右後部に追突し、X<sub>2</sub>運転車両に乗せられていた被害犬は第2腰椎圧迫骨折に伴う後肢麻痺の傷害を負った。

本件事故当時、被害犬は、X<sub>2</sub>運転車両の右後部座席シート上に乗っていた。X<sub>2</sub>は、乗車の際、被害犬を体を横に伏せたような姿勢で寝かせ、また、運転中は、助手席に座ったAが被害犬の様子を監視するようにしていたが、被害犬には体を固定する器具は装着されていなかった。

## [事例4] 中古車業者への照会結果、中古車販売情報サイトの販売情報を基に車両時価額が認定された事例

(旭川地判平27・9・29判時2295・111)

### 事例の概要

#### ◆関係者等

- X: 控訴人、1審原告
- Y: 被控訴人、1審被告
- A: X所有車両（被害車両）運転者

#### ◆被害車両（X所有車両）

- 新車価格: 389万7,000円
- 経過年数: 18年6か月（事故発生時）
- 走行距離: 26万8,200km（平成25年12月19日現在）

#### ◆事実経過

平成25年12月19日、X所有車両がY所有車両と衝突し、X所有車両の修理見積額は135万9,185円と認定された。Xは、Yに対し、修理費の賠償を請求したが、Yはこれを拒否し、Xは控訴を提起した。

を理由として、X所有車両の時価額はX主張額の90万円を下るものではないと認めるのが相当であると判断した。

### 解説

#### 1 車両時価額算定に関する判例

本件判決が引用する最高裁昭和49年4月15日判決は、交通事故により損傷を受けた中古車の事故当時における取引価格は、原則として、これと同一の車種・年式・型、同程度の使用状態・走行距離等の自動車を中古車市場において取得するために要する価額によって定めるべきであり、上記取引価格を課税又は企業会計上の減価償却の方法によって定めることは、加害者及び被害者がこれによることに異議がない等の特段の事情がない限り許されないものというべきであるとしています。

治療費145万2,310円、将来の治療費14万1,750円、入院雑費等29万0,918円、将来の雑費13万5,000円、交通費14万8,280円、将来の交通費9万6,930円、通院・自宅付添看護費228万円、将来の通院・自宅付添看護費246万円、慰謝料200万円、弁護士費用90万0,518円の合計990万5,706円及びこれに対する遅延損害金を請求した。

これに対し、Yらは、犬ないしペットは、その法的評価とすれば厳然たる物であり、その取得原価や動物としての法的評価等から、その相当額を大きく超える損害を認定することは、法的妥当性、社会通念上の相当性を著しく逸脱するとして、本件損害は総合して20万円の範囲が相当であると争った。

### 裁判所の判断

裁判所は、被害犬が傷害を負ったことによる損害の内容及び金額は、被害犬が物（民85）に当たることを前提にして、これを定めるのが相当であるとし、このことは、Xらが、被害犬を我が子のように思って愛情を注いで飼育していたことによって、左右されるものではないとした。